# 文教警察企業常任委員会資料

令和5年 | 2月6日~7日 教育委員会

諺	<b>发</b>	
(1)	議案第1号、第33号、第37号・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
	令和5年度宮崎県一般会計補正予算(第5号、第6号)	
	令和5年度宮崎県育英資金特別会計補正予算(第1号)	
(2)	議案第     号・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	7
	民事訴訟事件の和解及び損害賠償の額の決定について	
(3)	議案第43号・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	8
	市町村立学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例	
2 3	その他報告事項	
(1)	宮崎県「教育の情報化」推進プラン改訂に係る検討状況について・・	9
(2)	県立高校生の就職内定状況について・・・・・・・・・・	3

## 議案

## (1) 議案第1号、第33号、第37号

- ① 令和5年度宮崎県一般会計補正予算(第5号、第6号)、令和5年度宮崎県育英資金特別会計補正予算(第1号)
  - 〇 歳出予算説明資料(教育委員会)

【単位:千円】

	1									11	
会計	所属				補正前の額	補正前の額			補正計	補正後の額	
40	//  / <sub>[==0]</sub>		而业的专项	議案第1号	議案第33号	議案第37号	11077-01	加工及の競			
	教	育	政	策	課	3, 185, 869		39,608		39,608	3, 225, 477
	財	務	福	利	課	5, 548, 972	28,000	2,958		30,958	5, 579, 930
_	高	校	教	育	課	3, 668, 457		3, 167		3,167	3,671,624
	義	務	教	育	課	132,903					132, 903
般	特別	支	援	教育	課	602, 353		4,006		4,006	606, 359
	教	職		員	課	88, 206, 060		1,326,383		1,326,383	89, 532, 443
会	生	厓	学	習	課	705, 141		5, 935		5,935	711,076
	スポ	_	ツ	振興	課	2,673,012		241		241	2,673,253
計	文	化		財	課	727, 498		7,178		7, 178	734, 676
<u> </u>	人権	同	和	教育	部課	135,778					135,778
		合		計		105, 586, 043	28,000	1,389,476	0	1,417,476	107,003,519
	財	務	福	利	課						
	(県立	学:	校実	ミ習事	業)	236, 596					236, 596
特   別		務			課						
特別会計			福	利	砞	4,449,753			663	663	4,450,416
		育	英資	(金)		,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,			333		.,,
		合		計		4,686,349	0	0	663	663	4,687,012
	総		計			110, 272, 392	28,000	1,389,476	663	1,418,139	111,690,531
	総		計			110, 272, 392	28,000	1,389,476	663	1,418,139	111,690,53

## 議案

#### 2 令和5年度宮崎県一般会計補正予算(第5号、繰越明許費の追加)

## 財務福利課、スポーツ振興課

## 〇 繰越明許費(追加)

(単位:千円)

課名	款	項	事 業 名	金額
財務福利課	教育費	保健体育費	県立学校運動場整備事業	28,000
スポーツ振興課	教育費	保健体育費	練習環境整備事業	326, 632

## 議案

## 令和5年度宮崎県一般会計補正予算(第5号、県立学校運動場整備費)

## 歳出予算説明資料(財務福利課)

(単位:千円)

			令和4年度					
会計、 科目、 事項	補正額		財源内訳		補正前の額	補正後の額	当初予算額	最終予算額
	畑 止 領	国庫支出金	その他特定	一般財源	m IL III Vノ領	無止後の領	⇒↑⅓√β₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩	取於了异似
(会計)								
一般会計	28, 000	0	0	28, 000	5, 548, 972	5, 576, 972	4, 913, 280	5, 075, 690
(款)								
教育費	28, 000	0	0	28, 000	5, 456, 272	5, 484, 272	4, 820, 580	4, 791, 301
(項)								
保健体育費	28, 000	0	0	28, 000	235, 345	263, 345	235, 345	235, 076
(目)								
体育施設費	28, 000	0	0	28, 000	40, 652	68, 652	40, 652	40, 383
(事項)								
県立学校運動場整備費	28, 000	0	0	28, 000	24, 446	52, 446	24, 446	24, 177

県立学校の運動場整備に要する経費 (所要見込額の増に伴う補正)

28. 000 1 設計委託料等

## 県立学校運動場整備事業

11月補正

財務福利課・スポーツ振興課 28,000千円 【財源:一般財源】

事業の目的

運動場の効果的な整備を行い、生徒の体位、体力の向上を図るとともに練習環境の改善・競技力向上を図る。

## 事業の概要

(1) 事業内容

佐土原高校テニスコートの1面のハードコートへの整備

・整備対象:1面/4面

・予算内訳:委託料 28,000千円

・発注方式:設計施工一括方式(設計 3,000千円、施工 25,000千円)

(2) 事業の仕組み 県が実施

(3) 補正理由

本県の県立高校の部活動における硬式テニスの競技力向上を支援したい旨の寄附の申し出があり、国スポに向けた硬式テニスの強化指定校である、佐土原高等学校のテニスコートをハードコート化する整備を行うもの。

競技者の安全性を確保することに加え、実際の試合会場と同様の環境に近づけることで練習環境の改善及び競技力の向上が見込める。

## 事業の期間

令和5年度

## | 議案

## (2) 議案第 I I 号 民事訴訟事件の和解及び損害賠償の額の決定について

## 人権同和教育課

次のとおり和解すること及び損害賠償の額を決定することについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第 | 項第12号及び 第13号の規定により、県議会の議決を求める。

- I 損害賠償の義務の発生の原因となる事実 平成30年7月22日に発生した宮崎県立宮崎海洋高等学校カッター部における事故
- 2 損害賠償の額18,117,591円
- 3 損害賠償の相手方 個人(宮崎市)(以下「原告」という。)
- 4 民事訴訟事件の和解
- (1) 事件名 令和4年(ワ)第30号 損害賠償請求事件
- (2) 係属裁判所 宮崎地方裁判所
- (3) 和解条項
  - ア 宮崎県(以下「被告」という。)は、原告に対し、既払金 211万 7,591円のほか、本件解決金として1,600万円の支払義務があることを認める。
  - イ 被告は、原告に対し、前項の金員( 1,600万円)を、令和6年1月15日限り、原告代理人が指定する預金口座に振り込む方 法により支払う。ただし、振込手数料は被告の負担とする。
  - ウ 原告は、被告に対するその余の請求を放棄する。
  - エ 原告は、被告に対し、本件に関し、民事、刑事及び行政等の名目のいかんにかかわらず、被告が設置する宮崎県立宮崎海洋 高等学校の教諭等学校関係者に対する一切の責任を問わないことを約束する。
  - オ 原告及び被告は、原告と被告との間には、本件に関し、本和解条項に定めるほか何らの債権債務がないことを相互に確認する。
  - カ 訴訟費用は各自の負担とする。

## | 議案

(3) 議案第43号 市町村立学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例

教職員課

| 改正の理由

令和5年の民間給与との較差等を踏まえ、人事委員会から市町村立学校職員の給与に関する勧告があったことから、所要の改正を行うものである。

2 改正の内容

人事委員会勧告に基づき、現行の給料表を改定する。(改定率0.97%)

3 施行期日等

公布の日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

## その他報告事項

## (I) 宮崎県「教育の情報化」推進プラン改訂に係る検討状況について

教育政策課

## 現行プランの概要

### (1) 性格

学習指導要領で、情報活用能力が「学習の基盤となる資質能 カ」と位置付けられ、I人I台端末の整備などGIGAスクー ル構想の実現の動きが一層加速していたこと等を踏まえて、本 県における教育の情報化を推進するための具体的な取組事項を 整理したものである。

(2)計画の期間

令和3年から令和6年までの4年間

(3) 基本目標

自分に合った学び、仲間とともに深める学び、創造性を発揮できる 新しい「みやざきの学び」の実現

~誰一人取り残さない、 I C T を活用した教育の推進~

### (4)推進項目

- ① 情報活用能力の育成
- ② 教科指導における I C T 活用の推進
- ③ 校務の情報化の推進
- ④ 新しい教育様式の確立

### 2 改訂の理由

同プラン策定から2年が経過するとともに、令和4年12月に国 の「学校教育情報化推進計画」が策定されたこと等を踏まえ、新 たに策定した「宮崎県教育振興基本計画」における教育情報化施 策のさらなる推進を目指し、計画期間を令和6年度から令和9年 度までの4年間とする所要の改訂を行う。

## 3 改訂の視点

- 文部科学省の学校教育情報化推進計画及び宮崎県教育振興 基本計画(R5.6策定)※を踏まえた改訂
- 現状を踏まえた具体的取組の見直し
- 目標指標の見直し

## 改訂の経緯

改訂にあたっては、学校関係者、保護者代表、学識経験者等10名で 構成する改訂委員会を設置し、幅広い意見を聴きながら進めている。

- (1)第1回改訂委員会(令和5年8月31日)
  - 現行プランの進捗状況に係る意見交換
  - プラン改訂(基本目標、推進項目等)に係る意見交換等
- (2) 第2回改訂委員会(令和5年10月26日)
  - プラン改訂(具体的取組、目標指標)に係る意見交換等

### 5 今後のスケジュール

R5. | 2月 常任委員会に報告 (検討状況について)

Ⅰ2月 第3回改訂委員会 (改訂案の検討・決定)

R 6. I 月 定例教育委員会に報告(改訂後のプランについて) (改訂後のプランについて) 2月 常任委員会に報告

### ※ 宮崎県教育振興基本計画

施策6 教育の情報化の推進

- ICTを活用した児童生徒の資質・能力の育成
- 教職員のICTの活用指導力の向上
- 3 ICTを活用するための環境の整備
- 4 ICT推進体制の整備と校務の改善

## 宮崎県教育の情報化推進プランの構成(見直し案) 計画期間 令和6年度から令和9年度までの4年間

### 基本目標

## とりひとりが問いをもちなかかまとなって学び合いをかめよう深く考える力 ICTを活用した「ひなたの学び」の実現

## 推進項目

● 取組

·具体的取組

### (1) ICTを活用した児童生徒 の資質・能力の育成

- ICTの強みを最大限に生かした 授業改善
- ・情報活用能力チェック表(宮崎県版) の策定と活用
- ・ | 人 | アカウントの活用推進
- ・遠隔教育の充実
- ・多様な学び方の充実
- 活用推進
- 2 プログラミング教育の充実
- ・プログラミング的思考を育む学習 活動の充実
- ・プログラミング教育に関するコンテ ンツの活用推進と充実
- ・高校「情報Ⅰ」における各学校の実 態に即したプログラミング教育の充実
- ❸ 情報モラル教育の充実
- ・情報モラル教育に関するコンテンツ の活用と充実

## (2) 教職員のICTの活用指導力 の向上

- 授業における実践事例や指導教材 の共有
- ・授業におけるICT活用の実践研究
- ・県内全教職員の情報共有に向けた共 通ポータルサイトの活用
- ・共通ドメインのアカウントの配付・ 活用推進
- ・支援機器として用いる | 人 | 台端末の |・授業における生成 A I の活用に関す る研究
  - ICTの活用に関する研修の充実
  - ・管理職向けの研修の充実
  - ・ICT教育担当者向け研修の充実
  - ・教職員向けのニーズに応じた研修 や基幹研修の充実
  - ・発達の段階に応じたプログラミング 教育や情報モラル教育に関する研 修の充実

## (3) ICTを活用するための 環境の整備

- 情報セキュリティ対策の推進
- ・県立学校教育情報セキュリティポリ シーの必要に応じた改正
- ・関係規定の整備状況等の確認・助言
- ・各自治体への教育情報セキュリティ ポリシーに関する支援
- 2 ネットワーク環境の充実とICT機器 やコンピュータ教室の整備
- 必要に応じたネットワークアセス メントの実施
- ・ | 人 | 台端末の着実な更新
- ・フルクラウド化を想定した検討・ 準備
- 新たな学びに対応したコンピュータ 教室の再整備の検討
- ❸ 家庭学習におけるICT活用の推進
- ・家庭学習における | 人 | 台端末の 活用推進
- ・保護者向けの啓発
- 4 教育データの利活用の推進
- ・ICTを活用した教育データ利活用 の研究

### (4) ICT推進体制の整備と 校務の改善

- **●** 学校現場を支える推進体制の整備
- ・県内推進体制の構築
- ・学校間連携推進体制の構築
- ・GIGAスクール運営支援体制の構築
- ・校内推進体制の支援
- 2 統合型校務支援システムの活用・ 改善による校務の情報化の推進
- ・業務を支援するツールを活用した効 率化の推進
- ・次期校務支援システムへの移行
- ・校務における生成AIの活用推進

## 現行

※基準値は、令和元年度調査における本県の割合

指標名	基準值	目標値
担係石	令和元年度	令和6年度
◇教材研究・指導の準備・評価・校務などにICTを活用する能力をもつ教員の割合(%)	82.2	90.0
◇授業にICTを活用して指導する能力をもつ教員の割合(%)	61.7	80.0
◇児童生徒のICT活用を指導する能力をもつ教員の割合(%)	62. I	80.0
◇情報活用の基盤となる知識や態度について指導する能力をもつ教員の割合(%)	73.4	90.0
◇プログラミング教育担当者を対象としたセミナー や研修へ参加する教員の割合(%)	0	100
◇高等学校において年間20時間程度のプログラミン グ教育を実施する学校の割合(%)	0	100

## 見直し案

基本指標	現状値 令和4年度	目標値 令和9年度
◇教材研究・指導の準備・評価・校務などにICTを 活用する能力をもつ教員の割合(%)	85.9	95.0
◇授業にICTを活用して指導する能力をもつ教員の 割合(%)	76.4	85.0
◇児童生徒のICT活用を指導する能力をもつ教員の 割合(%)	75.9	90.0
◇情報活用の基盤となる知識や態度について指導する能力をもつ教員の割合(%)	83.9	95.0

	取組指標	現状値	目標値
(I) ICTを活用した	〇子どもたちがICT機器を授業や学習活動などで 活用する場面を設定している教員の割合(%)	87.9	100
児童生徒の 資質・能力の育成	〇全学校種においてプログラミング学習を実施した 学校の割合(%)	1	100
(2) 教職員のICTの活用 指導力の向上	〇県内全教職員に共通ドメインのアカウント配付率 (%)	31.9	100
	○ICT活用指導力に関する研修を受講した教員の 割合(%)	81.4	100
(3)	○教育情報セキュリティポリシー策定している学校 の割合(%)	51.0	100
ICTを活用するため の環境の整備	〇教育用PCI台当たりの児童生徒数(人/台)の値 1.0以下の自治体の割合(%)	100	100
	○   人   台端末を家庭で利用できるようにしている 学校の割合(%)	小12.0 中32.6	小·中 75.0
	○ICTの活用に関する授業公開に他校種の教員が参観した学校の割合(%)	1	100
(4) ICT推進体制の整備 と校務の改善	○校務支援システム利用により、日常の業務時間が削減されたと回答した教員の割合(%)	68.4	検討中
	○グループウェア、業務支援ツール等の活用により、業務 時間が削減されたと回答した教職員の割合(%)	-	検討中

## 現行 宮崎県「教育の情報化」推進プランの構成

### **《基本目標》**

自分に合った学び、仲間とともに深める学び、創造性を発揮できる の実現 新しい「みやざきの学び」

~誰一人取り残さない、ICTを活用した教育の推進~

## **《推進項目》**

## 情報活用能力 の育成

1 - 1

全教育活動における発 達の段階に応じた体系 的な指導

- ①情報活用能力を体系的 に整備
- ②情報モラル等に 関する研修の実施

### 1 - 2

### プログラミング教育の 充実

- ①プログラミング教育 担当者を対象とした セミナーや研修の実施
- ②「情報 I」において 年間20時間程度 プログラミング 教育を実施



## 教科指導における ICT活用の推進

#### 2 - 1

### 推進体制の構築や研修の 強化等による教職員のICT 活用指導力の向上

- ①校内推進体制の構築
- ②管理職向けの研修の実施
- ③担当者向け研修の実施
- ④ICT機器活用の実践研究
- ⑤ミライム等による情報共有

### 2 - 2

### 教育におけるICTの特性や 強みの活用

- ① | 人 | アカウントの配布 ②オンラインでの学びの充実
- ③ U D フォントの積極的利用

### 2 - 3

### ICT活用の推進と情報モラ ル教育の充実

①ICTを活用する機会の確保 ②情報モラルを身に付けさせ る指導の実施



## 校務の情報化 の推進

#### 3 - 1

### 統合型校務支援システム の構築・改善

- (1) 県立学校の校務支援 システム
  - ①新教育課程に対応
  - ②学校情報基盤の 利用促進
- ③働き方改革の推進

### (2) 市町村立学校等の校 務支援システム

- ①働き方改革の推進
- ②県内統一帳票による校 務の効率化

### 3 - 2

### 情報セキュリティ対策の 推進

- ①セキュリティポリシー の見直し
- ②関係規定の整備状況等 の確認・助言

## 新しい教育様式 の確立

#### 4 - 1

### 対面とオンラインの 併用による教育の推進

- ①ICTを活用した授業評価 の検討
- ②学校外との交流の検討



### 4 - 2

### ICTを活用した学習活動 や遠隔教育等の推進

- ①生徒の通信環境の把握
- ②BYODによる効果検証
- ③オンラインミーティング の充実
- 4ペーパーレスの推奨



## 2 その他報告事項

## (2) 県立高校生の就職内定状況について

## 高校教育課

### 就職内定状況

		令和 6	6年3月2	卒業予定	令和5年 3月卒業	令和4年 3月卒業	経年	比較
		令	和5年10	)月末	令和4年10月末	令和3年10月末	R5. 10-R4. 10	R5. 10-R3. 10
		男子	女子	男女合計	男女合計	男女合計		
卒業	予定者(人)	3, 158	2,881	6, 039	6, 427	6, 798	-388	-759
就職	(A) 県 内	619	428	1,047	1, 125	1, 187	-78	-140
希望者	(B) 県 外	448	126	574	628	674	-54	-100
者数	(C) 合 計	1,067	554	1,621	1, 753	1,861	-132	-240
就職	(D) 県 内	457	342	799	861	894	-62	-95
内定	(E) 県 外	385	104	489	497	480	-8	9
者数	(F) 合 計	842	446	1, 288	1, 358	1, 374	-70	-86
就	県 内	73.8%	79. 9%	76.3%	76. 5%	75. 3%	-0.2	1.0
職内定	県 外	85.9%	82.5%	85. 2%	79. 1%	71. 2%	6. 1	14. 0
率	全 体	78.9%	80. 5%	79. 5%	77. 5%	73. 8%	2.0	5. 7

### 2 就職内定者の県内比率

	令和5年 10月末	令和4年 10月末	令和3年 10月末	経年比較	
	男女合計	男女合計	男女合計	R5.10-R4.10	R5.10-R3.10
就職内定者の県内比率 (D) / (F)	62.0%	63. 4%	65. 1%	-1. 4	-3. 1

※ 対象は全日制及び定時制、五ヶ瀬中等教育学校を含む。